

本章では、文書館が実施した文書調査員による史料所在調査について、昭和40～50年代と平成11～24年までの調査の概要と成果と課題を述べる。また、文書調査員研修会や市町村職員との意見交換の中で共有した課題について述べる。

第1節

文書調査員制度の成果

第1項 文書調査員制度の沿革

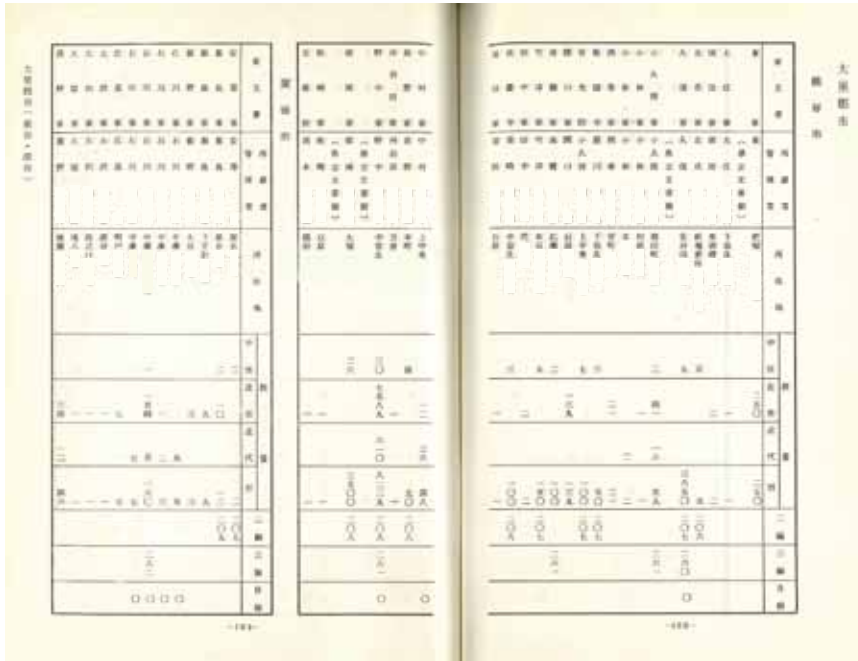
文書調査員制度の始まりは、文書館発足の昭和44年（1969）にさかのぼる。文化財を永く保存活用するため、所蔵者の方に日ごろからの保存状況に留意してもらおうと同時に、災害などの緊急時に文化財を守るための迅速な対応に重要な役割を果たすのが文化財の所在確認の情報である。文書館では、地域の文書に精通している方を「文書調査員」に委嘱して活動を開始した。調査員は、大学教員や小中高の教員、市史編さん委員、文化財保護委員、公民館長など19名から構成された。有識者と地元の教員など地域の顔となる方が一緒に調査を実施していたことが特徴である。

昭和48年（1973）には、県内古文書の所在に関する緊急調査を4年間にわたって実施し、その成果を国庫補助事業で昭和52年度（1977）に、「家別所在目録」、「中世文書目録」、「寛永以前検地帳目録」の3編からなる『埼玉県古文書所在確認調査目録』を刊行した。この調査は、「文書調査員」と市町村教育委員会の協力を得て実施した。

かつて文書調査員であった千代田恵汎氏は文書調査員について、以下のように述べている。

埼玉県でも文書館を設立、古文書の収集、保管、利用と共に、地域に残る古文書を発掘、調査をするために「文書調査員」を置き常時文書の所在確認、集録、或いは所蔵家に大事に保管していただくようお願いするのが仕事だった。この間まであった古文書が今日訪問するとなくなっていた。当時は「あんな汚い物」処分しました。或いは家の建て替えで「捨て」ました。「燃やし」ましたなど、今では考えられないような状況も存在したのである。教員になりたての私が、暇をみつけて文書調査をする貴重な経験であったが、実はその任務に耐ええたのかははなはだ心苦しい。でも、文書調査員達の報告の中で、文書館収蔵文書が着実に増えていったのは、誠にうれしいことであった。（千代田恵汎『時代の扉—中近世北武蔵村社会の研究—』北武蔵研究会、2015年、337頁）

約50年前に発足した文書調査員制度であるが、当時から県内の古文書調査を行う中で、家によっては史料の散逸や廃棄されていたことが確認できる。しかし、自宅で大切に保存されてきた古文書もあり、調査員による自宅保存の助言や、自治体が寄託や寄贈などにつ



いて手続きをして、史料を保存してきたことも分かる。

※ 個人を特定する「名」および「地番」は削除した。

2-1 『埼玉県古文書所在確認調査目録』（1978）

第2項 平成11年度からの文書調査員による所在確認

国庫補助事業が終了して20年が経過した平成11年（1999）には、急激な都市化の進行や代替わりなどの影響を考え、改めて『埼玉県古文書所在確認調査目録』（1978）に掲載された文書の所在の再確認が行われた。学識経験者による「広域調査員」と、市町村教育委員会の職員にお願いして、新たな「地区調査員」となってもらい、新しい文書調査員の活動が始まった。平成11・12年度には、旧浦和市など11市町、平成13・14年度には新座市など17市町村に協力をお願いし、平成24年度をもって県内を一巡した。

2-2 古文書所在確認実施状況（平成11～26年度）

平成11～12年度	11市町	浦和市 深谷市	上尾市 行田市	川越市 春日部市	飯能市 幸手市	嵐山町 児玉町	小鹿野町
平成13～14年度	17市町村	新座市 玉川村 宮代町	和光市 荒川村 越谷市	吹上町 神泉村 庄和町	所沢市 妻沼村 吉見町	坂戸市 花園町 羽生市	鶴ヶ島市 加須市
平成15～16年度	15市町	蕨市 神川町 松伏町	鳩ヶ谷市 岡部町 長瀨町	伊奈町 江南町 岩槻市	上福岡町 北川辺町	越生町 栗橋町	滑川町 鷺宮町
平成17～18年度	11市町	草加市 大利根町	桶川市 久喜市	三芳町 蓮田市	毛呂山町 杉戸町	小川町 騎西町	上里町
平成19～20年度	14市町	戸田市 小鹿野町 八潮市	朝霞市 (旧両神村分) 白岡町	狭山市 本庄市 秩父市	入間市 (児玉町分除く) 三郷市	東松山市 行田市 熊谷市	川島町 (旧南河原村分) (妻沼町分除く)
平成21～22年度	9市町	北本市 ときがわ町 久喜市	ふじみ野市 (旧都幾川村分) (旧菖蒲町分)	飯能市 寄居町	飯能市 (旧名栗村分) 秩父市	鳩山町 日高市	
平成23～24年度	10市町	川口市 横瀬町 東秩父村	鴻巣市 皆野町	(旧鴻巣市・川里町分) 美里町	深谷市 (旧川本町分)	志木市	富士見市 吉川市
平成25～26年度	10市町	さいたま市 滑川町	(旧大宮市・与野市分) 本庄市	羽生市	所沢市 宮代町	坂戸市 東秩父村	上尾市 幸手市

埼玉県立文書館文書調査員設置要綱

(設置)

第一条 埼玉県立文書館は、県内各市町村（以下「市町村」という。）と連携を図り、埼玉県域に関する文書及び記録等（以下「文書等」という。）の散逸や劣化を防ぐとともに、文書等の活用を促進するために、埼玉県立文書館に文書調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(就任依頼等)

第二条 調査員は、文書等について専門的知識を有する者の中から、埼玉県立文書館長（以下「館長」という。）が就任を依頼する。

2 調査員は、市町村を単位とする地域別の調査員（以下「地区調査員」という。）と、専門分野別の調査員（以下「広域調査員」という。）から構成する。

(任期)

第三条 調査員の任期は二年とする。ただし、再任は妨げない。

2 調査員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第四条 地区調査員は、担当地域の文書等の情報収集及び所在調査（以下「情報収集等」という。）を随時行い、その結果を館長に報告するとともに、文書等の所有・管理者に対し必要に応じて文書等の保存管理の指導・助言を行うものとする。

2 広域調査員は、それぞれの専門分野の見地から埼玉県全域の情報収集等にあたるとともに、情報収集等を行う際の助言及び、調査結果をもとにした文書等の保存・活用の在り方について提言を行うものとする。

3 広域調査員は、館長の要請にもとづいて、埼玉県立文書館が寄贈等により受け入れる文書等の評価を行うものとする。

(調査情報の管理)

第五条 調査によって得られた情報は、市町村との相互連携・協力を資するため、埼玉県と当該市町村で共有し、管理するものとする。

(情報収集の制限)

第六条 情報収集等は、当該目的のために限定し、その事務遂行に必要な範囲に限るものとする。

2 情報の提供は、文書等の所有・管理者本人の同意によるものとする。

3 調査員は、情報収集等を行うに際して、人権・プライバシーを尊重しなければならない。

(情報の利用・提供の制限)

第七条 個人情報を含む情報は、当該目的以外に、埼玉県個人情報保護条例で定める場合を除き内部での利用や外部への提供はしない。

2 前項は、調査員を退いた後も同様とする。

(会議)

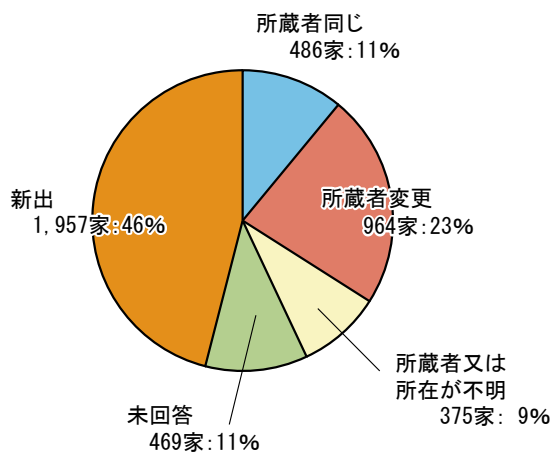
第八条 調査員会議は、必要に応じて館長が招集するものとする。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成十七年六月二十七日から施行する。



2-4 文書調査票集計データ（平成11～24年度）

また、平成16年（2004）に個人情報保護法が制定され、埼玉県でも個人情報保護条例を定めたため、それに合わせてこれまでの「埼玉県立文書館文書調査員設置要領」を改訂し、「埼玉県立文書館文書調査員設置要綱」（13頁）を定めた。

文書館では、市町村から文書調査員を担当した際のデータ提供の依頼があり、依頼文を出して頂ければ、当該市町村のデータを提供している。平成27・28年度で2件データ提供をした。

昭和52年度の調査目録掲載数は2,290家であった。平成11～24年度調査では、全所蔵者は4,251家（＝①＋②＋③）と所在資料の数が大幅に増加した。

所在確認ができた家は①1,450家（34%）で、所蔵者変更なしが486家、所蔵者変更があったのは964家であった。所在未確認の家は、②844家（20%）あり、所蔵者不明や所在不明が375家、未回答が469家であった。一方で、新たな所蔵者（新出資料）は③1,957家（46%）であった。

昭和48年（1973）からの所在調査は国庫補助金で実施したものである。これは、自治体史編さんが盛んであった時期と重なっている。また、平成11年からの所在調査により、史料の廃棄・散逸、所蔵者と連絡が取れないなどの問題が明らかとなった。これは、自治体史編さん終了後に史料を所蔵者に返却して、自治体が史料の保存・保管の助言や所蔵者との連絡をしてこなかった結果、廃棄や散逸につながった可能性がある。一方で、文書調査員の調査に協力して頂ける所蔵者は文書への関心が高く、自宅で文書を大切に保存していることが分かった。

第3項 文書調査員制度で明らかとなった課題

（1）調査方法について

地区調査員は、所蔵者へ手紙や電話で連絡を取り、訪問により史料の所在確認を行っている。訪問が難しい場合は電話で所在確認を行った。市町村合併した自治体では確認区域が広範囲のため、なかなか調査が進まないなど、人手と時間がかかることが指摘された。地域によっては、所蔵者がマンション住まいであると訪問が難しいという問題もあった。所蔵者へ連絡を取るため戸籍課へ問い合わせたが、個人情報保護法の成立により回答を得られなかったという事例もあった。

地区調査員の委嘱期間は2年であるが、任期を延ばして欲しいという意見、肩書き（身分証）があると調査しやすいという意見も出された。

（2）文書が所在不明となる傾向

所蔵者の家の建て替えや土蔵の取り壊し、転居などにより文書の所在不明がみられる。

また、代替わりの際に次の当主に引き継がれずに文書が失われることがある。市町村の指定文化財の文書が、家の改築時に不用品と一緒に廃棄されたため、指定を解除した事例もあった。市史編さんの際に一時的に預かっていた古文書を編さん事業終了後に返却した結果、代替わりにより所在不明となるケースがみられた。中世文書を所蔵し、自治体史編さんに協力した家では、自治体史刊行以降、所蔵者と接触することがなく中世文書が散逸してしまった。この家の場合は、すぐに文化財に指定していれば救えた可能性が高かったと思われる。また、研究者や大学教員に古文書を貸し出したまま返却されない事例もあった。

(3) 広域調査員のコメント

広域調査員からは、文書に対して関心が高い家と低い家の差があること、また、行政との接触が難しい家がある。所蔵者によってはデータの出所を気にすることもある。例えば、文書調査に協力したが、研究者の閲覧、掲載許可など用事が増えることを嫌がるなどである。当時の刊行物は所蔵者の氏名や住所が記載されており、直接訪問することが可能であったことも挙げられる。また、財産価値を気にする家もある。

また、所在不明の対策を考えることが重要で、(ア)文化財指定をした文書(イ)中性紙箱を用意した家(ウ)自治体史に掲載した家(エ)家が続けている、続いていない—など傾向を分析し、対策を講じる必要があることを指摘された。

第2節

文書調査員研修会

第1項 文書調査員研修会の開催経緯

第1節でも触れたが、文書館では地域の文書および記録などの散逸や劣化を防ぎ、活用を促進するため、県内市町村と連携し、平成11年度から「埼玉県立文書館文書調査員設置要綱」に基づき、文書調査員制度を設置し調査を実施した。そして、平成24年度をもって文書調査員の調査が県内自治体を一巡した。そこで事務局からこれまでの経過報告と広域調査員による県内近世文書についての講演を行い、県内自治体の担当者との情報共有と、県および市町村における文書資料の保存管理・活用業務の充実を図ることを目的として文書調査員研修会を実施した。県および市町村において文書資料の保存管理・活用業務に携わる職員（指定管理者を除く）、市町村史編さん担当、文化財行政、博物館、資料館の職員を対象とした。文書館の主催事業で、埼玉史協の後援を受けた。

第2項 広域調査員による講演

(1) 平成27年度研修会

平成28年1月7日(木)に文書調査員研修会を文書館で実施した。研修会受講者18名、広域調査員3名、事務局8名の29名であった。事務局より「文書調査員による調査の成果報告」と國學院大學文学部の根岸茂夫教授にご講演を頂いた。

◆事務局報告「文書調査員による調査の成果報告」

埼玉県立文書館学芸員 大橋毅頭 氏

はじめに、「文書館における古文書調査」として「文書調査員会議の沿革」ならびに「現在の古文書所在確認実施状況」について報告した。

次に、昭和52年度の調査データと平成11年以降の調査で各自治体から提出された文書調査票のデータを比較したことで、明らかとなった状況を提示した。そこでは、長い時間が経過したことによって、代替わりなどの所蔵者変更がみられるとともに、所蔵者不明、所在不明の文書の存在が明らかとなった。その一方で、新出の文書も多数確認されている。

このほかに、平成24年度ならびに平成26年度の文書調査員会議の議事録から、県内の文書調査を通じて明らかとなったことの現状報告を行った。また、文書史料の散逸と関連して、県内古文書史料の市場流出の状況も報告された。平成27年12月末時点で文書館が確認した範囲では、諸家文書のほか、絵図、錦絵、刷物、絵葉書など総計144件にのぼった。

古書目録で販売されている古文書情報を収集しても、予算の関係で散逸防止のために即購入というわけにはいかない。所蔵者に対して、古書店へ相談する前に、教育委員会へ相談

してもらいような体制を整え、その上で寄託や寄贈などの方法があることを説明する必要があると指摘した。

最後に、文書館における本年度の史料調査実績の報告を行い、結びとして、史料保存や史料散逸を防ぐために県と各市町村、ならびに埼玉協関連など、各団体との連携を密にしていく必要性を述べた。



2-5 事務局報告（埼玉県立文書館）

◆講演「埼玉県における近世文書の特徴と史料保存」 國學院大學教授 根岸茂夫 氏

文書館の沿革と収蔵史料の特徴を説明して頂いた後、文書館収蔵の近世文書史料の年代別点数表（16万点弱）をもとに、近世を4つの区分（一区分内にて、さらに10年ごとに文書の増加数を明示）に分けてそれぞれに解説を付された。

I 戦乱の世が終結して近世社会が成立し、体制が整備

【慶長期～寛文・延宝期（1601～1680）】期間内史料総数：3,339点

当該期の古文書は量的に少なく、文書群も幕末の5分の1以下である。寛永10年（1633）代と寛文期以降が画期となる。寛永10年代は全国一斉に年貢増徴が顕著となり、支配が強化される時期であるが、寛永19～20年の寛永飢饉では史料点数はあまり増えていない。

Iの時期の特徴は、史料の大半が領主層の作成（検地帳、年貢割付など）である。山野・秣場などをめぐる出入・裁許は開発の進展を示すものである。村側の史料では、村定か秣

2-6 文書館所蔵史料の年代別数量

	年代	史料 点数	文書群	備考		年代	史料 点数	文書群	備考
I	1601～1610	59	56	慶長期	III	1751～1760	3,859	293	宝暦期
	1611～1620	118	74	慶長・元和期		1761～1770	5,063	298	明和期
	1621～1630	105	89	元和・寛永期		1771～1780	6,276	318	安永期
	1631～1640	388	104	家光政権成立		1781～1790	8,093	360	天明飢饉・寛政改革
	1641～1650	444	137	寛永飢饉		1791～1800	7,937	313	寛政期
	1651～1660	460	150	慶安～万治期		1801～1810	8,519	318	文化期
	1661～1670	895	172	寛文期		1811～1820	10,232	325	文化文政期
	1671～1680	870	188	延宝期		1821～1830	10,872	338	文政改革
II	1681～1690	1,390	202	天和の治	IV	1831～1840	14,924	343	天保飢饉
	1691～1700	1,747	222	元禄期		1841～1850	17,196	333	天保改革
	1701～1710	1,411	233	宝永期		1851～1860	17,144	337	黒船来航・開国
	1711～1720	1,996	246	正徳期・享保初期		1861～1867	12,767	329	幕末
	1721～1730	2,428	252	享保改革		1868～1872	18,645	316	明治初期
	1731～1740	2,782	271	享保・元文期		計	159,801	429	
	1741～1750	3,181	310	寛保大洪水					

※根岸茂夫氏「埼玉県における近世文書の特徴と史料保存」の表1を修正した。検索作業は大橋毅頭が行った。

場の利用が多く、農業生産と共同体の規制を示している。また、若干の訴願・出入や田畑売却証文・質地証文などが村側に残っている。

II 近世社会の確立後、次第に各階層が実力を蓄え、政治が対応して権力を強化

【元禄・享保期（1681～1750）】期間内史料総数：14,935点

10年ごとの点数では、Iの時期に比して1.5倍～3倍以上の量になっている。史料の所蔵数（文書群）は、この時期から幕末まであまり変化がなくなる（200～300点前半の点数で推移）。多くの文書群がこの時期から成立していることが分かる。この時期に村の文書が成立し、村に行政的・自治的な機能が確立したことが指摘できる。また、文書行政システムが確立され、享保改革期には領主へ届け出る史料が多くなる。具体的には、年貢増徴・新田開発に関するものが多い。普請関係史料が体系化していく時期でもあり、普請目論見帳、普請仕様帳、普請出来方帳、普請仕来帳などの帳簿が作成されている。識字能力が村に浸透していることや町場で経営史料が成立することも特徴である。

III 近世社会の矛盾が次第に顕在化し支配体制が動揺する一方、近代の萌芽

【宝暦・天明期～文化・文政期（1751～1830）】期間内史料総数：60,851点

IIの時期の2倍から3倍の点数（19世紀に入ると10年の間で1万点を超える）となっている。

①宝暦・天明期（寛政期まで含み～1800）

文書の量が多いだけでなく、質の変化がみられる。村方騒動が激化しており、村内で成長する豪農と小前が対立していく。村議定が風俗取締や生活規制を行い、支配が次第に後退する中で、行政的に村が連合していく時期でもある。産業や流通に関する経営史料、交際（冠婚葬祭）、祭礼、講、娯楽などの記録もみられる。

②文化・文政期（享和期も含み1801～1830）

10年の間で史料数が1万点を超える。宝暦・天明期の特徴がさらに顕著となっている。

治安の悪化や農間余業が盛んとなる。文政改革により組合村が結成される時期である。化政文化の影響により、若者の放埒・祭礼の芝居・踊り興行・俳諧・生花と家元制などもみられる。

IV 近代に移行しながら、近世的な支配体制が崩壊

【天保期～幕末（1831～1867）】 期間内史料総数：62,031点

史料数はさらに膨大している。これは、請取や書状、請取の綴りなど細かい史料が多くなることが背景にある。支配関係や訴願の史料が冗長となる。手続きだけは精緻になり、定型的な史料が整備されるが、一方で省略がみられるなど形骸化していく。

組合村を中心とした中間支配機構が治安取締りを次第に強化している。領主に頼らない地域間の問題解決や自治的な機能も拡大し、近代の地方自治を育てている。

幕末になると大規模な夫役動員と村々の訴願があること、経済活動・特産物生産の活発化や横浜で貿易が行われる。在村の学問の成長や、幕末の風説書など地域の人びとが視野



2-7 根岸茂夫氏の講演

を拡大させている。慶応2年（1866）の武州世直し一揆の後、豪農も小前も領主を頼らなくなる。新しい世の中を受容れるだけの実力を獲得した。

以上、文書館収蔵史料を中心に各区分、各年代の文書史料の変遷を通じて、県下の文書について以下の問題点が浮き彫りとなった。

第一に、史料保存をめぐる、近世史ならびに近代史が地域の史料調査を通じて展開し、その中で自治体史の編さんが行われて成果を挙げてきたことである。

第二に、その反面、自治体のほとんどが恒常的な事業として位置付けなかったために、編さん終了とともに、一部を除けば活動が縮小してしまったことである。

また、所蔵者の代替わりと意識の変化、家の建て替えなどによって史料が不明になる例も多く、その意味で史料の確認と保存活動が急務であり、史料救出活動は震災の被害地域ばかりではなく足元へと先ず目をやるべきではないかと提言された。

（2）平成28年度研修会

平成29年1月27日（金）に文書調査員研修会を文書館で実施した。研修会受講者は18名、広域調査員1名、事務局3名の22名であった。事務局より「文書調査員制度で明らかになった問題と埼史協第8次専門研の発足」と国文学研究資料館研究主幹の友大雄教授にご講演を頂いた。

◆講演「記録史料データベースとその公開について－国文学研究資料館の場合－」

国文学研究資料館教授 大友一雄 氏

はじめに、史料所在確認の課題として、民間所在の史料は地元教育委員会や博物館・図書館・文書館などの努力があるにも関わらず、常に散佚の危機にあることから、現状の検証、散佚・消滅の実態調査、調査情報の共有、散佚防止の実態を提示された。

記録史料の散佚事例として、災害による大規模ダメージを受けた岩手県釜石市の例を紹介された。震災後の処分は、倒壊家屋の撤去、廃棄、土蔵の取り壊しであるが、徐々に建物の中のものが廃棄されるようになり、その中には書類や書籍などが含まれていたという。記録史料の散佚については4点指摘された。1点目は「自然災害」である。震災で土蔵が消えることで、江戸・明治期のモノなどが無くなる。また、現代の記録が消えることで、歴史が無くなる。2点目は「戦争」である。物不足で反古紙にされることになる。3点目は「政治体制の変化」である。幕末から明治維新にかけての幕藩体制の崩壊、昭和20年（1945）の華族制・地主制廃止による史料散佚。4点目は「日常」で、家の建て替え、転居、相続、交代、生活環境変化（高齢・過疎）、整理整頓、収納問題などで史料が散佚することになる。

次に、大分県の現状について紹介された。昭和27～59年（1952～84）にかけて『大分県史料』が全37巻刊行された。収載史料は362件あり、そのうち37件は刊行時にはすでに行方不明になっていた。昭和38～57年（1963～82）にかけて『大分県郷土資料所在調査目録』が全19巻刊行され、収載史料436点のうち、143件は行方不明になっていた。平成7～11年（1995～99）度にかけて史料所在調査を行った結果、178件を新たに発見した。そのうち『大分県史料』刊行時に行方不明であった9件の確認ができたことを紹介された。また、史料の保存環境や状態確認をすることにより、未来へ守り伝えるための対策提案と情報の共有化ができることを指摘された。

続いて、国文学研究資料館の情報集約について紹介された。①史料所在情報データベース（2001年度公開）は、国内各地に伝来する史料群の所在概要情報データベースで、簡易版は4万9,648件、詳細版は4万8,095件登録されている②史料情報共有化データベース（2000年公開、2006年改）は、国内外で公開されている史料群情報のデータベースで、収蔵機関との共同構築（611機関、1万6,415文書群）をしている③収蔵歴史アーカイブズデータベース（2007年）は、館によって収集・保管されてきた近世・近現代の古文書や記録類、モノ資料の検索システム（30万7,800件、600文書群のうち216群）である。

次に、史料所在情報の公開について説明された。第一次は国都道府県レベルの160機関で、第二次は第一次以外の1,045機関（個人含）で、計1,205機関のうち、回答は511件（回答率42.4%）であったこと。照会した内容は「簡易版」・「詳細版」での検索事例を示し、公開可、限定公開、非公開を



2-8 大友一雄氏の講演

選択して、その理由や条件を記入してもらう方式を採用した。

最後の山梨県南アルプス市の歴史資料所在データの紹介では、エクセルの csv ファイルで作成（文書群・所在地・典拠）して「AG2KML」で開くと、緯度・経度を自動取得できるようになっている。史料情報と所在地を地図上に地点として示すことができる。地域によって所在が確認できている場所と、できていない場所が分かるため、非常に有効であることを説明された。

質疑では、データベースについては、①費用がかかるため財務担当が了解しないことや担当職員が少ないためデータ公開が難しいこと②データベースは採用しているが、情報の精査や改定が追い付かず公開できていないこと③市町村合併した関係で旧自治体ごとにデータ様式が異なり問題となっていること一が出された。データベース化は、内容によっては地域住民との関係性にも影響する恐れがあり難しいという指摘もされた。

（3）平成 29 年度研修会

平成 30 年（2018）2 月 21 日（水）にさいたま市民会館うらわで実施した。研修会受講者は 20 名、報告者 1 名、講演者 1 名（広域調査員）、事務局 4 名の 26 名であった。専門研委員で行田市郷土博物館の澤村怜薫氏より「埼史協第 8 次専門研報告書『自治体史編さん以降の地域史料管理』の総括」の報告と、大正大学の宇高良哲名誉教授にご講演を頂いた。

◆報告「埼史協第 8 次専門研報告書『自治体史編さん以降の地域史料管理』の総括」

行田市郷土博物館 澤村怜薫 氏

まず、第 8 次専門研の検討課題についての確認があり、県内では、家の建て替えや蔵の取り壊しによって、古文書が散逸する事例が発生していること、散逸する古文書には自治体史編さん時に調査されたものも多数含まれており、編さん後の保存についてアフターケアが十分に行われてこなかった背景があることを指摘された。

専門研メンバーの中には自治体史編さんを経験していない若手職員も含まれており、史資料の保存状況を切り口とすることで、各自治体で世代交代の進んだ担当所管職員間に、史資料の保存方法、災害対応に関しての共通認識を新たに形成する一つの契機とすることが出来るという見通しを持った。このよ

うな議論を経て、県下の地域史料の所在確認に努める方針となった。また、編さん事業で収集した史資料の管理体制・現状に関するアンケート調査を主な活動として計画を立てた。

県内では、昭和 60 年（1985）ごろに自治体史編さんのピークを迎えており、現在では編さん事業終了後 10～20 年程度経過した自治体が大半で、地域史料に対する認識の度合いは各自治体でさまざまであることが想定された。そのため、アンケートの作成にあたり、詳細な調査



2-9 第 8 次専門研報告（澤村委員）

よりも、担当部署の状況を把握し、回答率を優先することにしたことを説明された。アンケートは、自治体向けアンケート（簡易版）、刊行物アンケート（詳細版）を実施して、その結果について特徴的なものを紹介された。自治体の現状と主な課題については、①古文書を取り扱う担当部署・担当職員②施設に関する事項③情報の引継ぎと所蔵者との連絡について一以上の3点を確認した。

報告書の内容構成に関する留意点については、①県内における史料保存の歩み（文書調査員制度・自治体史編さん）を積極的に評価すること②アンケート分析結果の課題に応じた内容を盛り込むこと③今後の自治体史編さんと地域史料の保存一について説明された。最後に、専門研の活動と報告書の成果について、地域史料の現況の把握や管理体制、史料管理マニュアルの例示などについて確認を行い総括をして頂いた。

◆講演「埼玉県内における寺院文書の調査とその特徴について」

大正大学名誉教授 宇高良哲 氏

はじめに、埼玉県内の古文書所在確認調査について説明された。埼玉県では、昭和52年度に『埼玉県古文書所在確認調査目録』を刊行しているが、寺院史料調査も行われており、昭和59年（1984）3月に『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書Ⅰ』目録編、『同前Ⅱ』解説・史料編を刊行したことを述べられた。

県内寺院については、『新編武蔵風土記稿』収載の県内寺院の収載件数は3,791件で、そのうち新義真言宗は1,855件あり、約半数を占めていることを指摘された。真言宗の中で、空海の流れは古義真言宗で、覚鑿の流れは新義真言宗であるということ。覚鑿は平安時代末から鎌倉時代で、空海とは少し教えが違うということであった。さらに、新義真言宗のうち、豊山派、智山派があり、埼玉県内では、江戸時代には智山派が多いと指摘された。また、修験（本山・当山・羽黒）も428件で多く、その一方で浄土真宗は11件と少ないことが特徴であると述べられた。

次に、昭和53年度の宗教法人名簿の登録寺院の宗派別の合計は2,162件であった。これは、江戸時代の約半分の数となっている。

内訳を見ると、真言系は990件、禅系（臨済宗・曹洞宗・黄檗宗）は641件、浄土系は185件、天台系は181件、日蓮系は109件、単立は56件であった。寺院総数が減少している理由としては、明治初期の神仏分離・廃仏毀釈によって統合・合併や、廃寺となった寺院がかなり多かったことが挙げられる。修験については、明治期に神主になった家が多いことを説明された。最近では、新規で浄土系の寺院が増えていることや、過疎化の影響で寺院数や僧侶数が減っていることを指摘された。

後半は、江戸時代の触頭制度とその成立についての内容であった。各宗派は、古代や中世以来、本山・末寺という本末制度があった



2-10 宇高良哲氏の講演

が、地域が限定されないため非常に広い範囲に及んでいた。そのため、江戸幕府は、広い範囲に及んでいた宗派内部で独自に作り上げていた本末組織を、寺社奉行が一元的に統括した。その際に、各宗派の中で、本寺、本山ではなく、江戸幕府の寺社奉行が統括しやすい寺院を選んで、そこを命令、伝達の要点、触頭、お触れを流す拠点として、宗派の統治組織を再編成したという内容であった。

第3項 市町村担当者との意見交換から明らかとなった課題

講演会終了後の意見交換の場では、研修会に参加した所感ならびに各自治体の地域史料に関する現状、問題点とともに、県への要望などが出された。大きく分類すると、ヒト、モノ、施設、所有者、史料の公開について課題が出された。

(1) ヒトをめぐる課題

自治体の担当者に古文書に対応できる専門職員が配置されていない問題がある。埋蔵文化財担当職員のみ配置もあり、対応が難しい状況にある。以前は専門職員を配置していたが、職員の定年後は採用しない自治体もみられる。専門職の採用が無い場合、一般職を教育して同等の作業ができるのか体制的に問題がある。部署間の連絡がうまくいかず、史料が廃棄されそうになった実態も判明した。自治体内で古文書の分散管理をしているが、全体を通じた把握ができておらず、また把握できる職員がいないという課題が出された。

(2) モノをめぐる課題

自治体史編さん後に史料を返却して以降、追跡調査も行われておらず、調査員など必要な予算もないため所在確認調査ができていない現状にある。劣化によって補修を要する史料もあるが、財政的な問題から手をつけられない現状にある。

(3) 施設に関して

収蔵施設については廃校を利用しているが、収蔵庫ではないため環境的に寄贈を受ける

ことができないこと。収蔵施設が無い場合、古文書を収蔵する場所がない。保存場所が無いことや保存環境により、所蔵者から古文書を預かることができない、といった課題がある。また、保存場所に図書館の空き書庫を使用せざるを得ない現状や、保存スペースが不安定で、引っ越しなどにより来歴不明となっている史料もある。また、行政側からは、施設の設備やスペース、また活用（公開）への取り組みに対して厳しい視線が向けられているという意見も出た。一方で、近隣自治体



2-11 平成27年度の意見交換の様子（埼玉県立文書館）

に施設がないため、近隣を含めた地域史料の受け入れを行っている自治体もあった。その際には、各文化財所管部署からの承諾を得て、旧藩領を構成した周辺村落のものであるという行政的位置付けのもと受け入れている。

(4) 所蔵者との関係

一年おきに所蔵者と葉書を介して連絡をとり、史料の保存などの確認を行っている自治体があった。これは、かつて所蔵者の代替わり時に跡を継いだ人の連絡先把握に手間取った経緯があったという事情からである。また、自治体史編さん終了後も、所蔵者のうち希望者には史料を返却せず一年ごとの借用という形をとっている例もみられた。担当者と所蔵者が定期的に交流できるというメリットがある。

自治体史編さんから史料の保存管理を行っているが、ここ数年は寄託から寄贈へ移行することを所蔵者へ勧めている。所蔵者が亡くなられた際に次の所蔵者も高齢のケースがあり、その際には散逸を防ぐために自治体による史料管理を相談したことがあったが、所蔵者の意向に先んじて史料の保存保管を優先するのは一考する余地があるのではないかと感じたという意見が出された。

また、数年に一回、文化財パトロールで所在確認をしている自治体においても、所蔵者が処分した事例や窃盗被害にあった例がみられた。所蔵者宅の取り壊しなどの際に史料の保存を所蔵者と協議しようと試みたが果たせず、結局、市中に流れてしまった事例もあった。

(5) 地域史料の公開について

自治体史編さんを行っていた時期は、借用書を介さずに職員と所蔵者との信頼関係で史料を借りることがあり、史料の借用経緯、返還先が不明なケースがあった。また、使用貸借契約などを交わさずに史料がなし崩し的に公開されたことで、利用者が直接所蔵者宅を訪問する例もみられた。公開にあたり、個人情報に関する問題を感じる担当者も多かった。一方で、博物館設置後に自治体史編さんが始まったところは、文書の返還、個人情報などをめぐっての問題が発生することは無かったということであった。

また、県（文書館）へ出された要望は次の3点である。①県から追跡調査などの依頼が出ることや共同事業として取り組むことで動きやすくなる。その際、報告書など調査によって得られた情報を公開する必要がある②所蔵者の代替わりを前に、寄託申請が出ることも多く、保存管理施設の確保が求められる。市町村ではそうした施設について自治体間での融通が難しいため、県立の廃校などの提供がなされればと思う③文書館（県）から専門職員設置について提



2-12 平成29年度の意見交換の様子（さいたま市）

起、呼びかけがあると現状の改善に助かる—という内容であった。

第3節

古文書売り立て状況と史料散逸を防ぐ対策

第1項 古文書売り立てと市町村への情報提供

古書目録には県内古文書がたびたび掲載されている。掲載された古文書は平成27年度には155件、同28年度は120件、同29年度は58件（10月末日時点）を確認している（資料編7古文書売り立て目録、100頁）。内容は、村文書、文書群一括、バラの古文書、絵図、錦絵、刷物などであった。

文書館が県内市町村に関係がある古文書などが売買されていることを確認すると、当該教育委員会や博物館へ連絡している。担当者が既に把握している場合もあれば、初めて知る場合もある。担当者と話をしたところ、情報を把握しても資料購入費が付いていないため、即購入というわけにはいかないという回答が多い。なお、資料購入費が付いている市町村は、内容により購入の可否を判断して購入しているようである。

また、近年ではネットオークションにも古文書が出品されていることもあり、古書目録では把握できないものが数多く市場に出ていると考えられる。

第2項 古文書に関する相談および県と市町村による連携のあり方

（1）県と市町村の連携

文書館では、所蔵者から古文書に関する相談をたびたび受けている。史料保存の考え方としては、「現地保存」を基本方針としている。所蔵者と会話をする中で、①所蔵者宅②市町村③県一の順で保存先の対応を行っている。今すぐ預けない場合は、史料の保存・管理について助言を行い、将来的に相談して頂くようお願いしている。

また、文書所蔵者から連絡が入った場合は、市町村に連絡を取って情報提供を行っている。可能であれば、市町村と共に史料調査を行い、史料の保存先については、市町村の意向を踏まえて対応をしている。将来的に市町村に返還することを前提に県に寄託にすることもある。

文書館で受けた相談内容としては、自治体史に協力した家で、自治体史編さん終了後に自宅に史料が返還されたが、管理できないため処分してしまった事例があった。その方は、文書館などの収蔵施設の存在を知っていたら預けていたの—という話であった。また、引越しをしてマンション住まいとなり、置き場がなくて処分してしまった事例もあった。跡継ぎに関心がないため史料を預けたいなど、所蔵者が悩みを抱えていることもある。所蔵者が古文書を持ちきれない場合に教育委員会へ相談すれば、寄託や寄贈などの方法があることを知ってもらう必要がある。

（2）埼玉県の動き

平成28年度には外部監査での指摘などもあり、埼玉県では古文書などを積極的に収集する方針を取っている。文書館ホームページでは、「文書館では、地域の歴史を物語る古

文書調査票

地区名				市町村名	
調査対象	文書名				
	目録段階の 所有管理者				
	現所有者 (管理者)	住所：〒			
		氏名：	TEL	—	—
文書の概要	連絡先 【文書の所在地と所有者が異なる場合記入】	住所：〒			
		氏名：	TEL	—	—
文書の概要	文化財指定	年 月 日	県・市・町・村 指定		
	目録段階の 年代と概数	中世 その他	点・近世 点	点・近代 合計	点 点
	現段階の年代 と概数	中世 その他	点・近世 点	点・近代 合計	点 点
	文書の伝来 および内容	* (他に未整理 箱)			
保存・整理状況	(保存場所)				
	(保存容器)				
	(保存・整理状態)				
	(目録・複製物等の有無)				
備考					
情報提供 同意者名		同意年月日		同意方法	TEL・手紙 訪問時口頭
調査員名		調査年月日		調査方法	TEL・手紙 訪問

2-13 文書調査票（埼玉県立文書館）

文書について、市町村の教育委員会とも連携を取りながら調査を行っています。古文書の保管などでお困りの方、また古文書に関する情報をお持ちの方は当館の古文書担当までお気軽にご相談ください。」と相談受付の案内を掲載している。

文書館で既に受け入れをしている古文書の所蔵者については、所蔵者変更や追加、寄贈や寄託の際に所蔵者、または市町村から連絡が入ることがある。所蔵者変更などの際は、可能な限り職員が所蔵者宅へ行って手続きをするようにしている。所蔵者の代替わりと同様、職員の世代交代もあり、顔を合わせるようにしている。また、当該市町村の職員にも同行して頂いて、一緒にお話をうかがうこともある。

史料保存や史料散逸を防ぐため、以下の3点を挙げておきたい。

- ①所蔵者から史料に関する問い合わせがあった場合は、県と市町村で情報を共有すること
- ②一旦、文書館に寄託してもらい、市町村に資料館などが出来たら移管する方法を考えること
- ③埼史協との連携により、研修会や講演会を企画して県内市町村の現状を把握し共有すること

市町村間の連携、県と市町村の連携により古文書の散逸を防ぐことが急務であると考え

る。